別表十二(二)
「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表十二(二)　令七・四・一以後終了事業年度分

特定法人の名称		1	
措法第56条第1項の表の各号の該当号		2	第　号
経営力向上計画又は特別事業再編計画の認定を受けた日		3	・　・
当期積立額		4	円
積立限度額の計算	当期において取得した特定株式等の取得年月日	5	・　・
	(5)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額	6	円
	(6)×70、90又は100/100	7	
積			

翌期繰越額の計算	期首中小企業事業再編投資損失準備金の金額	11	円
	当期益金算入額：据置期間経過後5年間均等益金算入額(24の計)	12	
	当期益金算入額：同上以外の場合による益金算入額(25の計)	13	
	当期益金算入額：計(12)＋(13)	14	
	当期積立額のうち損金算入額(4)－(10)	15	
	期末中小企業事業再編投資損失準備金の金額(11)－(14)＋(15)	16	
貸借対照表	貸借対照表に計上されている中小企業事業再編投資損失準備金	17	
	差引(17)－(16)	18	
	崩不足額 期の(17)))	19	
	の合計額	20	
	る差額)	21	
	算		

「15」欄

中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入を適用している場合

(1)　経営力向上計画に係る措置（「２」欄が「第１号」）

①　「租税特別措置法の条項」欄：「第56条第１項の表の第１号」

②　「区分番号」欄：「00672」

③　「適用額」欄：「15」欄の金額

(2)　特別事業再編計画に係る措置（「２」欄が「第２号」）

①　「租税特別措置法の条項」欄：「第56条第１項の表の第２号」

②　「区分番号」欄：「00711」

③　「適用額」欄：「15」欄の金額

積立事業年度		算入額	準備金額	益金算入による場合 (22)×当期の月数/60	(24)以外の場合	翌期繰越額 (23)－(24)－(25)
		22	23	24	25	26
据置期間経過準備金額に該当するもの	・　・	円	円	円	円	
	・　・					円
	・　・					
	・　・					
	・　・					
据置期間経過準備金額に該当しないもの	・　・	円	円		円	円
	・　・					
	・　・					
	・　・					
	・　・					
	・　・					
	・　・					
	・　・					
	・　・					
当期分						
計				円		